

# 指定(介護予防)短期入所生活介護

## 養老ショートステイ 利用契約書

1割負担・2割負担・3割負担共通

### ◆◆目次◆◆

#### <利用契約書>

##### 第一章 総則

- 第1条(契約の目的)
- 第2条(契約期間)
- 第3条((介護予防)短期入所生活介護計画の決定及び変更)
- 第4条(介護保険給付対象サービス)
- 第5条(介護保険給付対象外のサービス)
- 第6条(運営規程の遵守)
- 第7条(用語の定義)

##### 第二章 サービスの利用と料金の支払い

- 第8条(サービス利用料金の支払い)
- 第9条(利用の中止・変更)
- 第10条(サービスの実施不能)
- 第11条(利用料金の変更)

##### 第三章 事業者の義務等

- 第12条(事業者及び従事者の義務)
- 第13条(身分証携行の義務)
- 第14条(秘密保持・個人情報の保護)
- 第15条(従事者の禁止行為)

##### 第四章 契約者の義務

- 第16条(契約者の施設利用上の注意義務等)
- 第17条(契約者の禁止行為)

##### 第五章 損害賠償

- 第18条(損害賠償責任)
- 第19条(損害賠償がなされない場合)

##### 第六章 契約の終了

- 第20条(契約の終了事由)
- 第21条(契約者からの解約等)
- 第22条(事業者からの解約等)
- 第23条(清算)

##### 第七章 その他

- 第24条(苦情への対応)
- 第25条(介護度変更に伴う契約の取扱)
- 第26条(契約外事項)
- 第27条(契約当事者の変更)

#### <重要事項説明書>

1. 事業者
2. ご利用事業所
3. 事業の目的と運営方針
4. 職員の配置状況
5. 営業日と営業時間
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金
7. 緊急時における対処方法
8. 身体拘束の禁止
9. 虐待防止の為の措置
10. 事故発生時の対応
11. 通常の事業実施地域
12. 苦情の受付について
13. 個人情報の提供に係る同意書
14. 写真・動画に係る同意書

社会福祉法人 清心会

令和6年8月改定

（以下「契約者」という。）と社会福祉法人 清心会（以下「事業者」という。）は、契約者が養老ショートステイ（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される指定短期入所生活介護サービス又は指定介護予防短期入所生活介護サービス（以下「サービス」という。）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

## 第一章 総 則

### 第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法及びこの契約書に従い、契約者が事業所において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、本契約第4条及び第5条に定めるサービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施するサービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項は、別紙『指定（介護予防）短期入所生活介護 重要事項説明書』（以下「重要事項説明書」という。）に定めるとおりとします。

### 第2条（契約期間）

- 1 本契約の有効期間は、契約締結の日から6か月間とします。ただし、契約期間満了日の7日前までに、契約者から契約終了の申し入れがない場合は、本契約は更に1か月間同様の条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 2 契約期間満了日の7日前までに契約者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合は、契約は更新されたものとし、以後も同様とします。

### 第3条（（介護予防）短期入所生活介護計画の決定及び変更）

- 1 事業者は、居宅サービス計画（以下「ケアプラン」という。）に添って、契約者の短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成するものとします。
- 2 事業者は、介護計画について契約者及びその家族に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 3 事業者は、契約者に係るケアプランが変更された場合若しくは契約者及びその家族等の要請に応じて、介護計画の変更の必要があるかどうか調査し、その結果、介護計画の変更の必要があると認められる場合は、契約者及びその家族等と協議の上で変更するものとします。
- 4 事業者は、介護計画を変更した場合は、契約者に対して書面を交付して、その内容を確認するものとします。

### 第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業者が事業所において、契約者に対して、ケアプランに基づく、日常生活上の世話及び機能訓練等を提供するものとします。

## **第5条（介護保険給付対象外のサービス）**

- 1 事業者は契約者との合意により、介護保険給付対象外サービスとして、介護保険給付の支給限度額を超えるサービスを提供するものとします。
- 2 前項のサービスの利用料金は、契約者が負担するものとします。
- 3 事業者は第1項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

## **第6条（運営規程の遵守）**

- 1 事業者は、別に定める運営規程に従い必要な人員を配置して、契約者に対して本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
- 2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができるものとします。

## **第7条（用語の定義）**

- 1 本契約において、「従事者」とは、事業者がサービスを提供するために使用する者のことを言います。

# **第二章 サービスの利用と料金の支払い**

## **第8条（サービス利用料金の支払い）**

- 1 契約者は、本契約第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。  
但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合は、契約者はサービス利用料金の全額を支払うものとし、要介護認定後、契約者の請求に基づき自己負担分を除く金額が保険者から払い戻されます。（これを「償還払い」といいます。）
- 2 本契約第5条第1項及び第2項に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は、食材費（おやつを含む）、滞在費等、契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
- 4 事業者は、サービス利用料金を毎月月末締めで請求し、契約者はこれを翌月末日までに支払うものとします。

## **第9条（利用の中止・変更）**

- 1 契約者は、利用期日前にサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合、契約者はサービス実施日の前日までに事業者に申し出るものとします。

- 2 事業者は、前項に基づく契約者からのサービスの利用の変更の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスを提供できない場合は、契約者に他の利用可能日を提示して協議するものとします。

#### **第10条（サービスの実施不能）**

- 1 契約の有効期間中、地震、噴火等の天災その他事業者の自己の責に帰すべきことができない事由により、サービスの実施ができなくなった場合は、事業者は契約者に対して当該サービスを提供する義務を負いません。
- 2 前項の場合において、事業者は契約者に対して実施したサービスについては、所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

#### **第11条（利用料金の変更）**

- 1 本契約第8条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 本契約第8条第2項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して事前の説明をした上で、当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 3 契約者は、前項のサービス利用料金の変更に同意することができない場合は、本契約を解約することができます。

### **第三章 事業者の義務等**

#### **第12条（事業者及び従事者の義務）**

- 1 事業者及び従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財物の安全確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の管理者及び看護職員若しくは主治医と連携し、契約者から聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者及び従事者は、契約者又は他の契約者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 事業者は、サービス提供時、契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。
- 6 事業者は、契約者に対するサービスの提供についての記録を作成し、5年間保管するものとし、契約者又は代理人から要請がある場合は、これを閲覧させ又は複写物を交付するものとします。

#### **第13条（身分証携行の義務）**

従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び契約者又はその家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

#### **第 14 条（秘密保持・個人情報の保護）**

- 1 事業者及び従事者は、サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項（個人情報を含む）を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も同様とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、事業者は以下の場合に限り契約者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。その場合、個人情報利用の内容等の経過を記録します。
  - 一 介護サービスの提供を受けるに当たって、介護支援専門員又は介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、契約者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
  - 二 上記（一）の外、介護支援専門員又は介護サービス事業者との連絡調整のために必要な場合
  - 三 現に介護サービスの提供を受けている場合で、契約者が体調を崩し又はケガ等病院へ行った時で、医師・看護師等に説明をする場合
  - 四 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等
- 3 契約者は本契約の締結により前項の内容の個人情報の使用を了承するものとします。

#### **第 15 条（従事者の禁止行為）**

- 1 従事者は、契約者に対するサービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。
  - 一 金銭又は品物の授受
  - 二 宗教活動、政治活動、営利活動
  - 三 契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

### **第四章 契約者の義務**

#### **第 16 条（契約者の施設利用上の注意義務等）**

- 1 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

#### **第 17 条（契約者の禁止行為）**

契約者は、事業所内での次の各号に該当する行為をすることは禁止されています。

- 一 決められた場所以外で喫煙すること。
- 二 事業所の従事者又は他の契約者に対し、迷惑を及ぼすような宗教、政治、営利の各活動を行うこと。

## 第五章 損害賠償

### 第18条（損害賠償責任）

事業者は、本契約に基づくサービスの提供に伴って、事業者の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。また、本契約第14条に定める（秘密保持・個人情報の保護）に違反した場合も同様とします。事業者は損害賠償責任に必要な保険に加入しています。

但し、契約者の故意又は重大な過失が認められる場合は、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。

### 第19条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。特に以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任がないものとします。

- 一 契約者が、契約締結時に契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者若しくは従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

## 第六章 契約の終了

### 第20条（契約の終了事由）

1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合
- 二 契約者が介護保険施設へ入所した場合
- 三 契約者の要介護状態が、自立とされた場合
- 四 事業者が解散命令を受けたとき、破産したとき又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 五 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 六 事業所が介護保険の指定を取り消されたとき又は指定を辞退した場合
- 七 第21条及び第22条に基づき本契約が解約された場合

2 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合は、契約者の心身の状況、契約者の置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

## 第 21 条（契約者からの解約等）

契約者は、本契約の有効期間中、契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知することにより、本契約を解約することができます。

## 第 22 条（事業者からの解約等）

1 事業者は、契約者が以下の各号に該当する場合には、本契約を解約することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第 8 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも係わらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又は従事者若しくは他の契約者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

2 事業者は、前項により本契約を解約する場合には、このサービス提供を調整した介護支援専門員、又は、契約者の居住地の市町村と協議し、必要な措置を取ります。

## 第 23 条（清算）

本契約第 20 条第 1 項により本契約が終了した場合において、既に実施されたサービスに対する利用料金支払義務及びその他の条項に基づく義務等、契約者に債務があるときは清算するものとします。

# 第七章 そ の 他

## 第 24 条（苦情への対応）

1 契約者及びその家族は、提供されたサービスに不満がある場合、苦情申立機関にいつでも苦情を申し立てることができます。

なお、事業者の苦情申立窓口は、次のとおりです。

電話 0584-33-0810 FAX 0584-33-0811

2 事業者は、契約者に提供したサービスについて、契約者又はその家族等から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

3 事業者は、契約者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いも致しません。

## 第 25 条（介護度変更に伴う契約の取扱）

本契約に基づきサービスの提供を受ける契約者の身体状況等の変化等で要介護認定が、要支援から要介護又は要介護から要支援に変更（以下「介護度変更」という。）となった場合で、かつ、契約者が引続き本事業者によるサービスの提供を希望する場合については、本契約は、介護度変更前後においても継続されるものとします。

## **第 26 条（契約外事項）**

本契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、契約者と事業者の協議により定めます。

## **第 27 条（契約当事者の変更）**

契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族等をあらかじめ代理人とすることを定めるか又は契約者の家族等を含む第三者に契約者を変更することに同意します。



# 「指定（介護予防）短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は、契約者に対する指定短期入所生活介護サービス又は指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供にあたり、厚生労働省令第37号第125条に基づいて、当時業者が契約者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 清心会
- (2) 法人所在地 岐阜県大垣市矢道町1丁目303番地
- (3) 電話番号 0584-93-0510
- (4) 代表者氏名 理事長 清水 洋一

## 2. ご利用事業所

- (1) 事業所の種類
  - ①指定短期入所生活介護・平成26年4月1日指定（岐阜県 2172300432号）
  - ②指定介護予防短期入所生活介護・平成26年4月1日指定（岐阜県 2172300432号）
- (2) 事業所の名称 養老ショートステイ
- (3) 事業所の所在地 岐阜県養老郡養老町高田1176番地
- (4) 電話番号 0584-33-0810
- (5) 開設年月 平成26年4月1日
- (6) 入所定員 短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護合わせて20人

## 3. 事業の目的と運営方針

### (1) 事業の目的

指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、事業所の生活相談員又は看護職員及び介護職員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的として、サービスを提供します。

### (2) 運営の方針

要介護者又は要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、契約者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに契約者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るとともに、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

#### 4. 職員の配置状況

当事業所では、契約者に対して指定短期入所生活介護サービス又は指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	計	常勤	非常勤	専従 兼務	業務内容	資格
管理者	1	1	0	兼務	業務の総括	看護師
介護職員	10	5 1	3 1	専従 兼務	生活上必要な介護提供	介護福祉士 3名 初任者等 7名
生活相談員	2	2	0	兼務	日常生活に必要なすべての相談	社会福祉主事 1名 介護福祉士 1名
看護職員	2	1	1	兼務	健康管理等看護の提供	看護師 1名 准看護師 1名
機能訓練指導員	2	1	1	兼務	機能訓練の提供	看護師 1名 准看護師 1名
医師	1	0	1	兼務	医学的管理	
管理栄養士	1	1	0	専従	食事の栄養管理と提供	管理栄養士

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
看護職員	勤務時間 日 勤 8:30 ~ 17:30
介護職員	夜 勤 17:00 ~ 9:00

#### 5. 営業日及び営業時間

営業日	毎日
営業時間	24時間

#### 6. 当事業所が提供するサービスと利用料金 (自己負担額は目安です。)

当事業所が提供するサービスには、次の2通りがあります。

- |                           |
|---------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合    |
| (2) 利用料金の全額を契約者にご負担いただく場合 |

##### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

##### ①食 事 (但し食費は別途いただきます。)

- ・契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 朝食: 7:30~8:30 昼食: 12:00~13:00 夕食: 18:00~19:00

②入 浴

- ・契約者の身体状態等により、一般浴、リフト浴で入浴して頂きます。
- ・入浴又は清拭を週 2 回行います。

③排 泄

- ・排泄の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>

下記の料金表によって、契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、契約者の要介護度及びサービス加算に応じて異なります。）

☆ 地域区分その他設定により 1 単位 10 円となります。

単位：円

介護費 1日当たり	介護度	自己負担額 < 1 割 >		自己負担額 < 2 割 >		自己負担額 < 3 割 >	
		個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室
要支援 1		479	479	958	958	1,437	1,437
要支援 2		596	596	1,192	1,192	1,788	1,788
要介護度 1		645	645	1,290	1,290	1,935	1,935
要介護度 2		715	715	1,430	1,430	2,145	2,145
要介護度 3		787	787	1,574	1,574	2,361	2,361
要介護度 4		856	856	1,712	1,712	2,568	2,568
要介護度 5		926	926	1,852	1,852	2,778	2,778
送迎費	片道当たり	184	184	368	368	552	552

長期利用の場合(要支援は31日以上 要介護度は61日以上利用の場合)

単位：円

介護費 1日当たり	介護度	自己負担額 < 1割 >		自己負担額 < 2割 >		自己負担額 < 3割 >	
		個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室
	要支援 1	442	442	884	884	1,326	1,326
	要支援 2	548	548	1,096	1,096	1,644	1,644
	要介護度 1	589	589	1,178	1,178	1,767	1,767
	要介護度 2	659	659	1,318	1,318	1,977	1,977
	要介護度 3	732	732	1,464	1,464	2,196	2,196
	要介護度 4	802	802	1,604	1,604	2,406	2,406
	要介護度 5	871	871	1,742	1,742	2,613	2,613

☆契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(これを「償還払い」といいます。) また、居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆食事にかかる費用のうち食材費及び調理費用は、全額自己負担となります。

☆保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の自己負担額を変更します。

☆当事業所は上記サービス利用料金のほかに、次の加算が適用されます。

(1日につき該当する場合のみ) 単位：円

加算項目	自己負担額 < 1割 >	自己負担額 < 2割 >	自己負担額 < 3割 >
機能訓練体制加算	12	24	36
個別機能訓練加算	56	112	168
看護体制加算 (Ⅰ)	4	8	12
看護体制加算 (Ⅱ)	8	16	24
看取り連携体制加算	64	128	192
医療連携強化加算	58	116	174
夜勤職員配置加算 (Ⅰ)	13	26	39
夜勤職員配置加算 (Ⅲ)	15	30	45
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	3	6	9
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	4	8	12
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	400	600
若年性認知症利用者受入加算	120	240	360
緊急短期入所受入加算	90	180	270
療養食加算 / (回)	8	16	24
在宅中重度者受入加算 (イ)	421	842	1,263
在宅中重度者受入加算 (ロ)	417	834	1,251
在宅中重度者受入加算 (ハ)	413	826	1,239
在宅中重度者受入加算 (ニ)	425	850	1,275
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	22	44	66
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	18	36	54
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6	12	18

(1月につき該当する場合のみ) 単位：円

加算項目	自己負担額〈1割〉	自己負担額〈2割〉	自己負担額〈3割〉
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100	200	300
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200	400	600
口腔連携強化加算	50	100	150
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100	200	300
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10	20	30

## 介護職員処遇改善加算

介護職員等処遇改善加算について

☆介護職員等処遇改善加算の算定式

サービス利用総単位数×加算率(以下のいずれかとなります)

- 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 14.0%
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 13.6%
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 11.3%
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 9.0%
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 12.4%
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 11.7%
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) 12.0%
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) 11.3%
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) 10.1%
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) 9.7%
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 9.0%
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) 9.7%
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) 8.6%
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) 7.4%
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) 7.4%
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) 7.0%
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) 6.3%
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) 4.7%

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

### <サービスの概要と利用料金>

①通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、次の実費を頂きます。

- ・往復の距離が 20 k m未満の場合 1回あたり 300円
- ・往復の距離が 20 k m以上 50 k m未満の場合 1回あたり 500円
- ・往復の距離が 50 k m以上の場合 1回あたり 700円

②滞在費 契約者が入所される居室の使用料並びに食費を次のとおりお支払いいただきます。

(1日当たり 単位:円)

契約者負担段階	滞在費			食費
	個室	特別室	多床室	
第1段階	380	—	0	400
第2段階	480	—	430	700
第3段階①	880	—	430	1,100
第3段階②	880	—	430	1,400
第4段階	1,231	1,360	915	1,780

※ 食費には、おやつ代を含む。

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等契約者の日常生活に要する費用で契約者に費用を負担して頂きます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

④テレビ使用料

契約者が当施設のテレビを居室にてご使用になられる場合、1日につき50円を負担して頂きます。

### (3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)又は(2)(3)の料金・費用は1か月ごとに計算し、サービス提供月の翌月10日に請求書を発行いたします。お支払方法につきましては、原則として契約者の指定された預金口座より自動口座振替とさせていただきます。振替日は毎月27日(休日の場合は翌営業日)となります。また、手続きの都合などで自動口座振替ができない場合は、請求書を受取られた月の末日までにお支払い下さい。自動振替・ご入金の確認ができましたら領収書を発行いたします。

### (4) 利用の中止、変更

①利用予定日の前に、契約者の都合により短期入所生活介護サービス又は介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

②サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

## 7. 緊急時における対応方法

(1) 緊急連絡等

介護員等は、サービス実施中に契約者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、ご家族等に速やかに連絡します。

(2) 救急車等の手配

緊急事態発生時でご家族等あらかじめ決められた緊急連絡先との連絡が取れない場合は、事業者の判断で搬送先等を決定します。

## 8. 身体拘束の禁止

原則として、契約者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。  
ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に契約者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の契約者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由について記録します。

## 9. 虐待防止の為の措置

事業者は、契約者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の設置を講ずる。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置  
責任者 施設長 五十川 智子 佐久間 弘幸
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修実施

## 10. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。事業者は損害賠償責任に必要な保険に加入しています。

但し、契約者の故意又は重大な過失が認められる場合は、事業者の損害賠償責任を減じることが出来るものとします。

安全対策担当者 施設長 五十川 智子 佐久間 弘幸

## 11. 通常の事業実施地域

通常の事業実施地域は、大垣市（上石津・墨俣を除く）、垂井町、養老町、関ヶ原町とします。

## 12. 苦情の受付について（契約書第24条参照）

- (1) 当事業所における苦情の受付

○苦情受付窓口（担当者）

[職名] 施設長 五十川 智子  
生活相談員 箕浦 崇徳

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

9：00～17：00

緊急の場合はこの限りではありません

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

契約者が居住する市町村役場	大垣市役所 0584-81-4111 (代)
	垂井町役場 0584-22-1151 (代)

	養老町役場 0584-32-1100 (代) 関ヶ原町役場 0584-43-3111 (代)
岐阜県運営適正化委員会 (社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会内)	電話番号 058-278-5136 受付時間 平日9:00~17:00
岐阜県国民健康保険団体連合会 (介護保険苦情相談窓口)	所在地 岐阜市下奈良2丁目2番地1号 電話番号 058-275-9826 受付時間 平日 9:00~17:00

### 13. 個人情報の提供に係る同意書

契約者及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することもあります。

- (1) 医療上、緊急の必要がある場合、医療機関等に個人に関する心身の状況等の情報を提供すること、並びに付随して家族の情報を提供すること。
- (2) 介護計画作成及び見直し等を行うサービス担当者会議等において、個人に関する心身状況等の情報を提供すること、並びに付随して家族の情報を提供すること
- (3) その他サービスの質の向上を目的とした会議等のために、個人及び家族の情報をを用いること

<個人情報の提供に係る事業所の遵守事項>

- (1) 個人情報の提供は、必要最小限とし提供にあたっては、関係者以外に情報が漏れないよう細心の注意を払います。
- (2) 当事業所は、提供の同意を得た資料を厳重に管理し、適正な保管に努めます。

### 14. 写真・動画に係る同意書

当事業所における催し物等での写真撮影およびビデオ撮影した写真（画像）を事業所が発行する広報誌、ホームページ等に使用させていただきます。

同意する

同意しない



指定短期入所生活介護サービス又は指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき説明を行いました。

指定（介護予防）短期入所生活介護事業者 社会福祉法人 清心会  
指定（介護予防）短期入所生活介護事業所 養老ショートステイ

説明者職名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

本契約書及び重要事項説明書に基づいて、事業者が契約者とその家族に説明したこと並びに契約者とその家族が事業者から説明を受けたことを双方確認の上、サービスの提供開始および個人情報提供に同意します。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、家族、事業者が記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

(契約者) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

私は、本人に代わり契約意思を確認し、本契約に署名致します。

(署名代理人) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

契約者との関係 \_\_\_\_\_

(契約者の家族) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

(事業者) 岐阜県大垣市矢道町1丁目303番地  
社会福祉法人 清心会  
理事長 清水 洋一 印